

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う営業自粛要請実施事業者への給付金

NO.		業種	一次給付	二次給付
1	宿泊業	旅館・ホテル（収容人数100人以上）	50万円	前年の4月、5月の1か月当たりの平均宿泊人数×40%（1人未満切り捨て）×5,000円 ※一次給付金へ上乘せします。
2		上記以外の宿泊施設 （旅館・ホテル・民宿・ペンション・ゲストハウス・キャンプ場等）	20万円	
3	観光売店		20万円	前年の4月、5月の1か月当たりの平均売上×業種平均粗利率 ※一次給付金を差し引いた額を給付します。
4	その他	飲食業	20万円	前年の4月、5月の1か月当たりの平均売上×70% ※一次給付金を差し引いた額を給付します。
5		遊覧船	20万円	
6		釣り船	20万円	
7		スクーバダイビング	20万円	
8		観光農園	20万円	
9		その他観光サービスを提供する業種	20万円	
10		上記に納品する仕入れ業者等	10万円	

※1 令和2年3月末納期までの町税等の滞納・未納がある場合は給付を受けることができません。

※2 昨年の4月、5月に営業実績がある事業者が対象になります。

※3 1事業所内で複数業種を営む場合は一時給付を重複して受けることはできません。

※4 二次給付額の算定が一次給付額を超えない場合は二次給付の支給はありません。

※5 支給額は1,000円未満切り捨てとします。